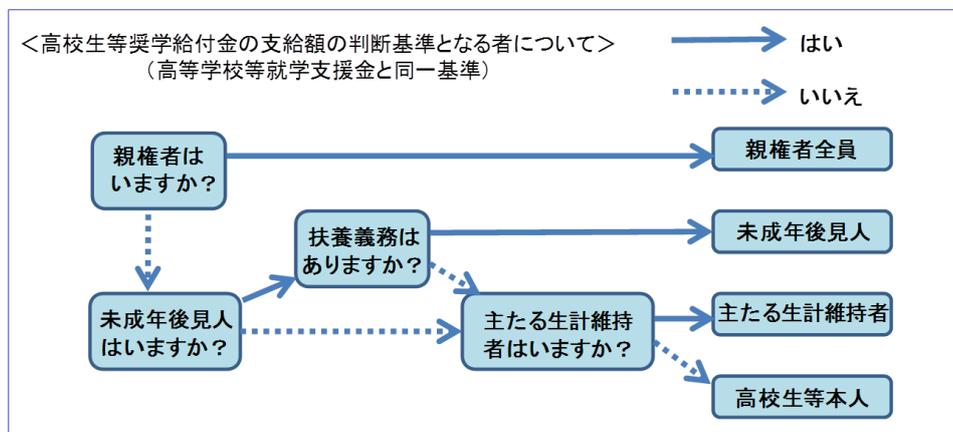


こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん
高校生等奨学給付金（国公立）
申請の手引き
令和4年度 通常申請

◆1 申請者

保護者等（専攻科は「生計維持者」と読み替えます）

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことでです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。
- ※4 在学中に高校生等が成人を迎えた場合の保護者等についても、就学支援金と同様の基準とします。



◆2 基準日

令和4年7月1日（在籍状況確認日）

◆3 提出締切

7 月 日

※締切は在学する高等学校等に確認してください。
※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆4 給付時期

10月下旬頃～翌年1月頃

審査の終わったものから順次振り込みます。
(昨年と同時期に振り込まれるとは限りません。また、兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りません。)

◆5 提出先・問い合わせ先

県内の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等

県外の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

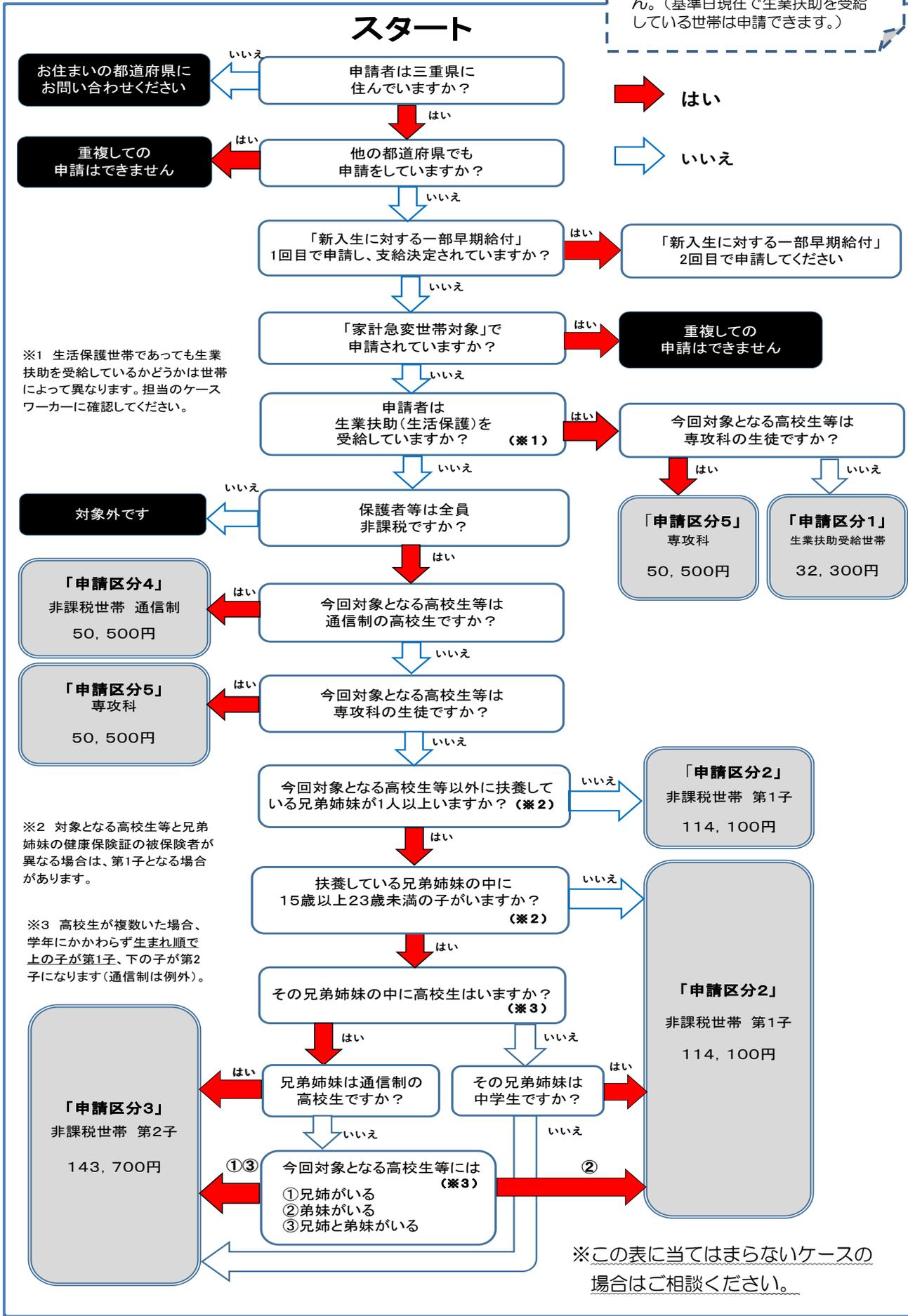
電話 059-224-2827（受付 平日 8:30～17:00）

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

世帯の状況により、提出する書類が異なります。
申請区分1から5のどの申請区分に該当するかを確認してください。

令和4年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和4年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(基準日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)



◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県内県立高等学校》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書

申請区分3 143,700円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 令和4年度課税証明書等 ← 下記の場合は不要
三重県立高等学校に「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出しており、その個人カード(写)等を使用して収入状況を確認することに同意する場合

申請区分2 114,100円

申請区分4 50,500円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和4年度課税証明書等 ← 下記の場合は不要
三重県立高等学校に「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出しており、その個人カード(写)等を使用して収入状況を確認することに同意する場合

★申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください
★提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると給付が遅れる原因になります)

《国立・三重県外・専攻科の高等学校等》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分3 143,700円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1-2別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 令和4年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 114,100円

申請区分4 50,500円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和4年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分5 50,500円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和4年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑥ 個人対象要件証明書(参考様式) ← 専攻科支援金を受給していない場合のみ必要)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

世帯種別		申請区分	給付額	
生業扶助受給世帯	全日・定時・通信制	申請区分1	32,300円	
非課税世帯	全日制	第1子	申請区分2 114,100円	
		第2子	申請区分3 143,700円	
	通信制		申請区分4	50,500円
	専攻科		申請区分5	50,500円

※給付回数は、年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科は2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限とします。

(裏面の注意点もご覧ください)

◆8 提出する書類の注意点

書類	注意点
申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 ・ 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 ・ 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
住民票 ※市役所、町役場で取得してください	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等全員分（原則両親分）のもの ・ 交付日が<u>基準日（令和4年7月1日）以降</u>のもの ・ 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの <p>※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。</p>
収入状況を確認する書類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">生業扶助受給世帯</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">生業扶助受給証明書</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要 <u>基準日（令和4年7月1日）現在</u>の生業扶助の受給が確認できるもの ・ 申請者の名前が確認できるもの <p>※福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</p> <p>※生活保護世帯であっても、生業扶助を受給していない場合には、非課税世帯での申請になりますので、生活保護証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</p>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">非課税世帯</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">課税証明書等</p> </div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>三重県内県立高等学校の場合</p> <p>三重県立高等学校に「個人番号カード（写）等貼付台紙」を既に提出しておりその個人番号カード（写）等を使用して課税状況を確認することに同意する場合は不要です。 ※同意していても、税額が確認できない場合は、課税証明書等の提出が必要です。</p> <p>国立・三重県外・専攻科の高等学校等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等全員分（原則両親分）のもの ・ <u>令和4年度</u>の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であることが確認できるもの <p>※市役所、町役場で取得し、そのまま抜き取らず全員分を提出してください。</p> <p>※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p> </div>
健康保険証の写し	<p>次の①、②の場合のみ提出が必要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">① 申請区分3（第2子）で申請する場合</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載した高校生等本人と兄弟姉妹の分が必要 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">② 申請者が「主たる生計維持者（1名）」または「対象となる高校生等本人」の場合</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載した高校生等本人の分が必要
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県外の高校生等のみ必要</div> 在学証明書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準日（令和4年7月1日）現在</u>の在学を確認できるもの ・ 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 <p>※在学で取得してください。</p> <p>※県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p>

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。なお、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限りません。